

2007年12月18日

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年12月18日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 変更の理由

資本政策上の重要課題と認識する個人を含む投資家層の拡大、当社株式の流動性向上を図るため。

2. 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 変更予定日

平成20年2月1日（金曜日）

II. 定款の一部変更について

上記変更に伴い、平成19年12月18日開催の取締役会において、会社法第195条第1項に基づき、平成20年2月1日を効力発生日として、定款上の単元株式数を1,000株から100株へと変更する決議をいたしました。

(太字は変更部分)

現行定款	変更後
第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。	第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は 100 株とする。 当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。

(ご参考)

平成20年2月1日をもって、東京証券取引所および大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以上

「お問い合わせ先」

住友林業株式会社

コーポレート・コミュニケーション室 佐野、佐藤

〒100-8270 東京都千代田区大手町1-3-2

(経団連会館)

TEL: 03-3214-2270

